

令和2年度電気用品安全法試買テスト結果の概要

令和4年9月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号、以下「法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にPSEマーク¹を表示して販売することができます。

規制当局として、毎年度市場で流通している電気用品を購入し、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するために「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて確認された技術基準に適合しない電気用品については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導を行っております。

2. 試買テストの調査項目

①法第8条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。

②法第10条に基づくPSEマーク等表示の妥当性の確認

PSEマーク等表示の妥当性を確認する。

¹PSEマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品 

3. 試買テストの結果

(1) 対象とした電気用品

令和2年度の試買テストは、合計47品目、142機種（モバイルバッテリー20機種を含む）の電気用品に対して実施しました。

試買テストで対象とした電気用品の内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数
特定電気用品	直流電源装置、電撃殺虫器、観賞魚用ヒーター	3品目	9機種（うち、輸入機種数9）
特定電気用品以外の電気用品	電気ストーブ、空気清浄機、エル・イー・ディー・電灯器具、電子レンジ、リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）等	44品目※	133機種（うち、輸入機種数121）※
合 計		47品目	142機種（うち、輸入機種数130）

※モバイルバッテリー20機種を含む。

(2) 結果の概要

142機種中、技術基準については72機種（50.7%）、PSE表示基準については、13機種（9.2%）が適合しないことがそれぞれ確認されました。

技術基準に適合しないことが確認された内容の内訳

分類	品目数	技術基準	PSE表示基準
特定電気用品	3品目	6機種（うち、輸入機種数6） （66.7%）	0機種 （0.0%）
特定電気用品以外の電気用品	33品目	66機種（うち、輸入機種数60） （49.6%）	13機種（うち、輸入機種数12） （9.8%）
合計	36品目	72機種（うち、輸入機種数66） （50.7%）	13機種（うち、輸入機種数12） （9.2%）

注：（ ）内は、各分類における試買機種数全体に対する技術基準不適合機種の割合を示しています。

①技術基準に関する不適合内容

各電気用品に要求されている電気用品安全法第8条に基づく技術基準²に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、72機種、合計181件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳については下表の通りです。また、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

技術基準の不適合事案の項目別内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
形状・組立・操作	24	13%
空間距離	20	11%
雑音の強さ	12	7%
消費電力等の許容差	9	5%
アース機構	7	4%
平常温度	6	3%
表示※1	36	20%
取扱説明書等	24	13%
その他※2	43	24%
合計	181	100%

※1 表示すべき事項である定格電圧や定格消費電力の未記載など

※2 その他には、リチウムイオン蓄電池の過充電保護に関する不適合12件含む

消費者に危害を及ぼすおそれがある不適合としては、以下1件の事案があり、いずれも事業者に対して電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意を行い、改善措置及び再発防止の徹底等を指導しました。

また、以下の事業者はリコールの告知を行い、対象商品の回収を実施しております。詳細については、以下をご確認ください。

○ツインバード工業株式会社（法人番号：7110001015665）

電気用品名：電磁誘導加熱式調理器

商品名：「マインツ IH 調理器（ホットトリベット）」

（型式 MA-003/MA-004）

関東経済産業局HP

https://www.kanto.meti.go.jp/annai/hodo/data/20210202_seian_news_press.pdf

² 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成25年7月1日20130605商局第3号）

②PSEマーク等表示に関する不適合内容

電気用品安全法第10条に基づくPSEマーク等の表示に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、13機種、合計19件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳は下表の通りです。

なお、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

PSEマーク等の表示に関する不適合事案の項目別内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
PSEマークの表示が無い	7	37%
届出事業者名の表示が無い	10	53%
届出事業者名が特定し難い	2	10%
合計	19	100%

4. 不適合事案に対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、本省及び各経済産業局等が届出事業者にその内容を通知し、是正のための改善指導を行っております。また、再発防止のための是正策が適切に行われているか確認するべく、法令遵守状況についてフォローアップも行っております。

(以上)

<電気用品安全法の令和2年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について>

(1) 特定電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
観賞魚用ヒーター	1. 構造試験において、温度コントローラーのプリント基板上(交流回路-整流後等の回路間)の空間距離(沿面距離を含む。)の最小値が1.2mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが侵入するおそれのない箇所、100V)であること
電撃殺虫器①	1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、次の表示がなかった。 - 定格入力又は定格電流 - ランプの型式・名称	J60335-1(H27)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示を行わなければならない。 - 定格入力又は定格電流 J60335-2-59(H27)7.1 (第十九条 表示等(一般)) - 交換可能なランプをもつ機器には、ランプの型式・名称
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の趣旨を含む記載がなかった。 - この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない。	J60335-1(H27)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 機器を安全に用いることができるように、機器には取扱説明書を備えなければならない。 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 - この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない。
	3. 表示及び取扱説明書において、屋内使用専用機器であるにもかかわらず、取扱説明書に、納屋、きゅう(厩)舎及び類似の場所での使用には適していない旨の記載がなかった。	J60335-2-59(H27)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 屋内での使用だけを意図する機器の取扱説明書には、その機器が納屋、きゅう(厩)舎及び類似の場所での使用には適していないことを記載しなければならない。
	4. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H27)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 - Y形取付けの機器の場合：電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するため、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
電撃殺虫器②	1. 表示及び取扱説明書において、機器に、次の事項が表示されていないなかった。 - 定格入力又は定格電流 - クラスII機器の記号 - ランプの参照形名	J60335-1(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示を行わなければならない。 - 定格入力又は定格電流 - クラスII機器の場合にはIEC60417の記号5172
	2. 表示及び取扱説明書において、屋内使用専用機器であるにもかかわらず、取扱説明書に、納屋、きゅう(厩)舎及び類似の場所での使用には適していない旨の記載がなかった。	J60335-2-59(H20)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 屋内での使用だけを意図する機器の取扱説明書には、その機器が納屋、きゅう(厩)舎及び類似の場所での使用には適していないことを記載しなければならない。
	3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H20)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 - Y形取付けの機器の場合：電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するため、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
	4. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスII機器であるにもかかわらず、電源コードにシースがない平形コード(VFF)が使用されていた。	J60335-1(H20)25.7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源コードは、次のものよりグレードの低いものであってはならない。 - 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の別表第一に適合したコード。ただし、シースがない平形コードを床上専用の機器及びクラス0機器以外の機器に使用してはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置①	1. ボールプレッシャー試験において、プラグブレード保持部分(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(125°C、1h)を行った結果、へこみの直径が4.0mmであった。	J62368(H30)5.4.1.10.3 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 適合は、製造業者からのボールプレッシャー試験データを評価して判定するか、又はJIS C60695-10-2に規定するボールプレッシャー試験を実施して判定する。 (中略) 試験後、距離d(へこみの直径)は、2mmを超えてはならない。
	2. コンデンサ放電に対するセーフガードにおいて、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が225V(差し込み刃を引き抜いてから2秒後に測定した電圧の値)であった。なお、差し込み刃側から見た回路の総静電容量は0.1μFであった。	J62368(H30)5.5.2.2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) コネクタ(例えば、主電源のコネクタ)を切り離したとき、コンデンサの電圧がアクセス可能になる場合、コネクタを切り離してから2秒後に測定したアクセス可能な電圧は、次に適合しなければならない。 — 一般人に対しては、通常動作状態の下で、表5のES1の限度値(DC97V以下)
	3. 表示において、機器に、定格電圧表示の直後に、供給電圧の種類が表示がなかった。	J62368(H30)附属書F3.3.3 (第十九条 表示等(一般)) 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、IEC60417-5032(2002-10)の記号~、及び直流の場合、IEC60417-5031(2002-10)の記号□を用いなければならない。
直流電源装置②	1. 構造試験において、温度ヒューズが溶断したときに極性が異なる充電部相互間(100V)となる温度ヒューズ端子と変圧器のコイルと間の空間距離(沿面距離を含む)が、0.3mm(じんあいが入り難い箇所)であった。	別表第81(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが入り難い箇所、100V)であること。
直流電源装置③	1. 妨害波試験(端子電圧)において、測定周波数が0.15~30MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「59.1/50.2dB」、平均値の最大値が「50.5/50.6dB」(測定周波数0.551MHz、(電源電圧240V、電源周波数50/60Hz)であった。	J55022(H22) (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66~56dB、平均値にあっては56~46dB、周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては56dB、平均値にあっては46dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあっては60dB、平均値にあっては50dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
(2) 特定電気用品以外の電気用品		
ネオン変圧器	1. 導体の接続において、一次側の口出し線に断面積が 2mm^2 の600Vビニル絶縁電線(IV)を使用していた。	J61050(H29)17.5 (第八条 絶縁性能の保持) 口出し線付き変圧器は、附属書Bの要求事項に適合しなければならない。 附属書B. 4A — 一次側の口出し線は、JIS C 3315に規定する口出用600Vゴム絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁性能をもつものであって、断面積が 2mm^2 以上のものとする。
電気トースター	1. 温度上昇において、106V、50/60Hzによる運転で、抵抗法により測定したソレノイド巻線の温度上昇値が109.3/112.9K(周囲温度23.0°C)であった。ただし、巻線の耐熱クラスがF種以上のものにあつては、この限りでない。 2. 異常運転において、19.102項の条件で運転した際に、外部等が変形し、各部の温度がほぼ室温と同じ温度になるまで自然冷却したとき、基礎絶縁への16.3の耐電圧試験において絶縁破壊が生じた。	J60335-1(H27)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) 巻線及びJIS C 4003に基づく巻線の耐熱クラスが次の場合： — 巻線— ・A種絶縁のもの：91K ・E種絶縁のもの：106K ・B種絶縁のもの：111K ・F種絶縁のもの：131K ・H種絶縁のもの：156K なお、上記の値は、使用温度の上限値に補正值の階級3の16°Cを加えたものである。 (参考1) J60335-2-9(H29)11.4 モータ、変圧器又は電子回路を組み込んでいる機器の内部で温度が上昇限度値を超え、かつ、入力定格入力より小さい場合、試験は、その機器に定格電圧の1.06倍の電圧で、給電した状態で繰り返す。 (参考2) J60335-1(H27)11.4 電熱機器は、通常動作で定格入力の1.15倍の入力で運転する。 J60335-1(H27)19.13 (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 試験中に、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性のガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は表9に規定する値を超えてはならない。 試験後に各部の温度がほぼ室温と同じ温度になるまで機器を自然冷却したとき、機器が箇条8への適合を損なってはならず、更に、機器が依然運転可能な場合は、20.2に適合しなければならない。 各部の温度がほぼ室温と同じ温度になるまで自然冷却したとき、絶縁部は、16.3の耐電圧試験に耐えなければならない。耐電圧試験の試験電圧は表4の規定による。 J60335-2-9(H29)19.102 3.1.9.1に規定するパンを負荷とするトースタは、定格入力での運転する。パン飛出し機構は、パンを放出しないようにして、タイマがその最大サイクルを完了した後も、トースタへの給電は維持する。
電気たこ焼き器①	1. 温度上昇において、11項に規定する条件にて試験を実施した際、測定温度上昇値が次のとおりであるにもかかわらず、その使用温度の上限値を超えていた。なお、当該材料が不明のため、内部配線は50K、熱可塑性の絶縁物の使用温度の上限値は50°C(補正值16°C)で評価した。 ・絶縁被覆付閉端接続子(試験条件：定格入力 \times 1.15)：107.5K(周囲温度23.0°C) ただし、絶縁物の使用温度の上限値が130.5°C以上のものにあつては、この限りでない。 ・内部配線(ジゲル電線がシーズヒータに常時接触)(試験条件：定格入力 \times 1.15)：434.0K(周囲温度23.0°C) ただし、絶縁物の使用温度の上限値が457.0°C以上のものにあつては、この限りでない。	J60335-1(H20)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) ・内部配線(j)：50K 内部配線及び電源コードを含む外部配線のゴム絶縁又は塩化ビニル絶縁j 注 j) この限度値は当該するIEC規格に適合するコード及び配線に適用する。その他の場合、別表第四1(1)口に適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 ・絶縁被覆付閉端接続子(f)：— 配線及び巻線以外の絶縁物—熱可塑性 f 注 f) 別表第四1(1)口に適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 —別表第四1(1)口(h)(抜粋)— 別表第十一第一章の表に掲げる絶縁物であつて、その使用温度の限度値に補正值を加えた値の状態で使用される場合。 電気たこ焼き器：電気用品の階級3 使用温度の補正值：16°C 使用温度の上限値：50°C(材料不明) 基準周囲温度：30

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気たこ焼き器②	<p>1. 温度上昇において、11項に規定する条件にて試験を実施した際、測定温度上昇値が次のとおりであるにもかかわらず、その使用温度の上限値を超えていた。なお、当該材料が不明のため、内部配線は50Kで評価した。 ・内部配線(ジゲル電線がシーズヒータに常時接触)(試験条件:定格入力×1.15):222.0K(周囲温度23.0℃) ただし、絶縁物の使用温度の上限値が245.0℃以上のものにあつては、この限りでない。</p>	<p>J60335-1(H20)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) ・内部配線(j):50K 内部配線及び電源コードを含む外部配線のゴム絶縁又は塩化ビニル絶縁 注 j) この限度値は当該するIEC規格に適合するコード及び配線に適用する。その他の場合、別表第四1(1)ロに適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 一別表第四1(1)ロ(ハ)(抜粋)一 別表第十一第1章の表に掲げる絶縁物であつて、その使用温度の限度値に補正値を加えた値の状態で使用される場合。 電気たこ焼き器:電気用品の階級3 使用温度の補正値:16℃ 使用温度の上限値:50℃(材料不明) 基準周囲温度:30</p>
	<p>2. 部品において、機器に流れる電流が7.21Aであるにもかかわらず、定格電流7Aの差込みプラグを使用していた。</p>	<p>J60335-1(H20)24.1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 部品は、適用できる限り、関連するJISに規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。ただし、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通称産業省令第85号)の適用を受ける部品が、省令で定められた技術基準に適合している場合であつて、かつ、部品定格表示に従つて用いている場合は除く。この場合でも、24.1.1~24.1.9を併せて適用する。</p>
電磁誘導加熱式調理器①	<p>1. 構造試験において、器具用差込みプラグの充電部に試験指が触れた。</p>	<p>別表第八1(2)へ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。この場合において、試験指に加える力は30Nとする。</p>
電磁誘導加熱式調理器②	<p>1. 分類において、定格電圧が100V~240Vであるにもかかわらず、機器の感電に対する保護が、クラス0機器であつた。</p>	<p>J60335-1(H20)6.1.101 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 備考 クラス0機器は、定格電圧が150Vを超えない屋内用の機器についてだけ認められる。</p>
	<p>2. 表示及び取扱説明書において、機器に、定格電圧の幅の下限値と上限値が「~」で分けて表示されていた。</p>	<p>J60335-1(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 定格値に範囲をもち、その範囲全体にわたつて調節なしに運転することができる機器には、その幅の下限値と上限値とをハイフン“-”で分けて表示しなければならない。 異なった定格値をもち、使用に際して、使用者又は設置者によって特定の値に調節する必要がある機器は、異なった値を斜線“/”で分けて表示しなければならない。</p>
	<p>3. 構造において、定格電圧(240V)を加えたのち電源から切り離して、1秒経過後に測定した差込みプラグのピン相互間の電圧が139Vであつた。なお、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量は0.1μFを超えていた。</p>	<p>J60335-1(H20)22.5 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) プラグを用いて電源に接続する機器は、通常使用時にプラグのピンに触つた場合に、充電されたキャパシタからの電撃を受けるおそれがない構造でなければならない。 備考 定格静電容量が0.1μF以下のキャパシタは、電撃の危険を伴うとはみなさない。 適否は、次の試験を10回行い判定する。 機器に定格電圧を加える。次に、あらゆるスイッチをOFF位置にして、機器を電源から切り離す。機器を電源から切り離して1秒経過後、測定値に影響を及ぼさない計器を用いて、プラグのピン相互間の電圧を測定する。 この電圧は、34Vを超えてはならない。</p>
電磁誘導加熱式調理器③	<p>1. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、導体の断面積が0.25mm²のコードを使用していた。</p>	<p>J60335-1(H20)25.8 (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 電源コードの導体は、0.75mm²以上(機器の定格電流6A以下のもので、差込みプラグ内に定められたヒューズを備えない場合)</p>
	<p>2. ねじ及び接続において、発熱体の下側電極の端子ねじを樹脂材にねじ込んでいた。</p>	<p>J60335-1(H20)28.1 (第二条第1項 安全原則) 電気接続部又は接地接続回路に使用するねじは、金属にねじ込まなければならない。</p>
	<p>3. 耐熱性及び耐火性において、充電部(PTCヒーター電極)を保持している熱可塑性樹脂製の外郭に、ボールプレッシャー試験(125℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が4.5mmであつた。</p>	<p>J60335-1(H20)30.1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を含む充電部を保持する絶縁物は、十分な耐熱性を有していなければならない。 ボールプレッシャー試験をすることによって適否を判定する。 最高温度上昇値に40℃±2℃を加えた温度(充電部の保持部については少なくとも125℃±2℃)で試験を行い、へこんだ穴の直径は、2mm以下でなければならない。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気髪ごて	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、次のとおりであった。 イ. 交流回路と整流後の回路等の回路との間が、0.7mm(その他の箇所) ロ. 保護インピーダンス(R21)間になる印刷配線間が、1.2mm(その他の箇所) ハ. 保護インピーダンス(R1)間になる印刷配線間が、1.5mm(その他の箇所) ニ. 保護インピーダンス(R3)間になる印刷配線間が、1.2mm(その他の箇所) ホ. 交流回路(実装面)と整流後の回路等の回路(印刷配線面)との間になる印刷配線間が、1.8mm(じんあいが侵入し難い箇所及びその他の箇所)</p> <p>2. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となるヒーター電極間の空間距離(沿面距離を含む)が、2.0mm(その他の箇所)であった。</p> <p>3. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力500Wに対して、測定値が120W(最大値:340W)であった。</p>	<p>別表第八1(2)ト (第8条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、100V)であること。 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p> <p>別表第八1(2)ト (第8条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p> <p>別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1000W以下のものの許容差は+10%、-15%以下であること。</p>
電気湯のし器①	<p>1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、水あか(垢)取りに関する詳細の記載がなかった。</p> <p>2. 温度上昇において、定格入力1.15倍になる入力(108V、60Hz)により、定常状態に達するまで運転したとき、サーミスター用リード線の絶縁物が、78.5K(周囲温度23.0℃)であった。 ただし、別表第十一第1章に掲げている絶縁物が、同表のその2の温度限度以下で使用されている場合であつて、別表第十一第2章(絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法)による熱劣化推定温度を客観的に確認したものは、この限りでない。</p> <p>3. 構造試験において、ホース接合部が緩んだ際の水漏れにより、基板上の充電部に水滴が付着し、機能絶縁の沿面距離が29.2項に規定する値(1.4mm)以下に減少した。</p>	<p>J60335-2-85(H20)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書には、水あか(垢)取りに関する詳細を含めなければならない。</p> <p>J60335-1(H20)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) 内部配線のゴム絶縁又は塩化ビニル絶縁 - 温度定格なし: 50K - 温度定格(T)付: T-25K</p> <p>J60335-1(H20)22.6 (第九条 火災の危険源からの保護) 機器は、冷たい面の上で結露するおそれがある水又は機器の容器、ホース、カップリングその他これに類するものから漏れるおそれがある液体によって、その電気絶縁が影響を受けない構造でなければならない。</p>
電気湯のし器②	<p>1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験:給水→加熱→スチームを繰り返し動作)で、211.5℃(周囲温度30.0℃)になる発熱体表面に、ヒータ接続用リード線の被覆が直接接しているにもかかわらず、使用温度の上限値が196℃(補正值16℃)のガラス編組被覆シリコンゴムを使用していた。</p> <p>2. 構造試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験:給水→加熱→スチームを繰り返し動作)で、温度ヒューズが動作した。</p> <p>3. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(50V以下)となる抵抗(R3)及び抵抗(R5)の各端子間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、1.0mm(その他の箇所)であった。</p>	<p>別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 〔別表第四1(1)ロ(ハ) d〕 別表第十一第1章に掲げる絶縁物であつて、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気湯のし器:電気用品の階級3 使用温度の補正值:16℃ 使用温度の上限値:180℃(ガラス編組被覆シリコンゴム) 基準周囲温度:30℃</p> <p>別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであつて、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。 〔解説2(6)〕 平常温度上昇試験において過負荷保護装置、温度過昇防止装置等が動作する場合にあっては、「動作が円滑」とはみなさない。</p> <p>別表第八1(2)ト (第8条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(その他の箇所、50V以下)であること。</p>
	<p>1. 構造試験において、通常の使用状態(取扱説明書に従い、2Lの水を入れたペットボトルを取り付けた状態)で、各方向に器体を傾斜したとき最小4.5°の角度で転倒した。</p>	<p>別表第八1(2)ハ (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 通常の使用状態において、転倒した場合に危険が生ずるおそれのある電熱器具は10度の角度で傾斜させたときに転倒しないこと。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気瞬間湯沸器①	2. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、次のとおりであった。 イ. 電流ヒューズ(FUSE)の端子間となる印刷配線間(溶断した際、異極となる部分): 1.1mm(その他の箇所) ロ. 電磁リレー(K1)の接点間となる印刷配線間(開路した際、異極となる部分): 0.9mm(その他の箇所)	別表第八1(2)ト (第8条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	3. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(50V)となる抵抗(R1)及び抵抗(R3)の各端子間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、0.8mm(その他の箇所)であった。	別表第八1(2)ト (第8条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(その他の箇所、50V)であること。
	4. 構造試験において、充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分が、次のとおりであった。 イ. ボトル挿入口に取り付けられているペットボトル水検知用電極と内部配線との接続に2種タッピンねじを使用していた。 ロ. タンク内水位検知電極と内部配線との接続に1種タッピンねじを使用していた。	別表第八1(2)リ (第九条 火災の危険源からの保護) 充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。 (解説の抜粋) リ(2)ロ ねじ止めの場合は、金属の機械ねじ(JIS B 1115(1988))「すりわり付きタッピンねじ」、JIS B 1122(1988)「十字穴付きタッピンねじ」及びJIS B 1123(1988)「六角タッピンねじ」で規定する3種のタッピンねじを含む。)により、かつ、かん合する有効ねじ山は、合成樹脂の場合には5山以上であること。
	5. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	6. 構造試験において、トランジスタ(Q1)を短絡した状態で通電したとき、電磁リレー(K1)が開路状態となり、水の有無に関係なく発熱線に通電され、発熱体周辺の温度が急激に上昇し、給水タンクが燃焼した。	別表第八1(2)メ(ロ) (第九条 火災の危険源からの保護) 電子管、コンデンサー、半導体素子、抵抗器等を有する絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等にあつては、電子管、コンデンサー、半導体素子、抵抗器、変圧器、コイルその他これに類するものにあつては、端子相互間を短絡し又は開放したとき、その回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている一の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。
	7. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力1000Wに対して、測定値が890/891W(電源電圧100V、電源周波数50/60Hz、偏差:-11.0/-10.9%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1000W以下のものの許容差は±10%以下であること。
	8. 構造試験において、器体の外部(側面)に金属が露出しているにもかかわらず、アース機構がなかった。	別表第八2(31)イ(イ) (第五条 使用者及び使用場所を考慮した安全設計) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては、この限りでない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気瞬間湯沸器②	<p>1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、次の表示がなかった。 - I P 番号 - 水の抵抗率</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 7 . 1 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 機器には次の表示を行わなければならない。 - I P 番号</p> <p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 5 (H 2 0) 7 . 1 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 裸発熱体湯沸器には、次の主旨の表示をしなければならない。 - 水の抵抗率は、$\Omega \text{ cm}$以上でなければならない。 備考 1 0 2 . 温度 1 5 ° C の水の抵抗率は 1 3 0 0 $\Omega \text{ cm}$以下である。</p> <p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 5 (H 2 0) 7 . 1 5 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 裸発熱体湯沸器の追加表示は、機器の設置時に見えなければならない。</p>
	<p>2. 表示及び取扱説明書において、裸発熱体湯沸器であるにもかかわらず、設置説明書に、次の表示がなかった。 イ. 機器を固定配線に永久的に接続する必要がある裸発熱体湯沸器を空にすることができない場合、 ロ. 機器は、凍結が生じるおそれがある場所に設置してはならない</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 5 (H 2 0) 7 . 1 2 . 1 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 裸発熱体湯沸器の設置説明書には、次の事項を明記しなければならない。 - 機器を固定配線に永久的に接続する必要がある。</p> <p>裸発熱体湯沸器を空にすることができない場合には、設置説明書には、機器は、凍結が生じるおそれがある場所に設置してはならないことを明記しなければならない。</p> <p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 5 (H 2 0) 7 . 1 5 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 裸発熱体湯沸器の追加表示は、機器の設置時に見えなければならない。</p>
	<p>3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 7 . 1 2 . 5 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 - Y 形取付けの機器の場合：電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するため、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。</p>
	<p>4. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、水の入口と出口を識別するための表示がなかった。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 5 (H 2 0) 7 . 1 0 1 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 水の入口と出口を識別しなければならない。この識別を着脱できる部分に表示してはならない。色を使用する場合には、入口に青、出口に赤を使用しなければならない。 備考 この識別は、水の流れの方向を示す矢印でもよい。</p>
	<p>5. 表示及び取扱説明書において、クラス I の裸発熱体湯沸器にもかかわらず、機器本体又はラベル等に、機器を接地しなければならない旨の表示がなかった。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 5 (H 2 0) 7 . 1 0 2 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) クラス I 裸発熱体湯沸器には、機器を接地しなければならないことを表示しなければならない。 備考 表示は取り外し可能なラベル、又は機器に取り付けられた札でもよい。</p> <p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 5 (H 2 0) 7 . 1 5 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 裸発熱体湯沸器の追加表示は、機器の設置時に見えなければならない。</p>
電気アイロン	<p>1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書には、次の趣旨を記載がなかった。 - この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 - この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7 . 1 2 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 機器を安全に用いることができるように、機器には取扱説明書を備えなければならない。 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 - この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 - この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。</p>
	<p>2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書には、次の主旨の記載がなかった。 - 使用者は、電源に接続している間、アイロンを放置して、その場所を離れてはならない。 - スチームアイロン及び水をスプレする装置を組み込んでいるアイロンの電源コードのプラグは、水タンクに注水する前に、コンセントから外さなければならない。 - コードレスアイロンの場合、アイロンは専用のスタンドを用いる。 - アイロンは、平らで安定した表面上で使用し、そして、置かななければならない。 - アイロンをスタンドに載せるとき、スタンドを置いた表面は安定していなければならない。 - アイロンを落としたとき、目に見える損傷があった場合、又は漏れを起こしている場合は使用してはならない。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 (H 2 9) 7 . 1 2 (第 十 九 条 表 示 等 (一 般)) 取扱説明書には、次の内容を含まなければならない。 - 使用者は、電源に接続している間、アイロンを放置して、その場所を離れてはならない。 - スチームアイロン及び水をスプレする装置を組み込んでいるアイロンの電源コードのプラグは、水タンクに注水する前に、コンセントから外さなければならない。 - コードレスアイロンの場合、アイロンは専用のスタンドを用いる。 - アイロンは、平らで安定した表面上で使用し、そして、置かななければならない。 - アイロンをスタンドに載せるとき、スタンドを置いた表面は安定していなければならない。 - アイロンを落としたとき、目に見える損傷があった場合、又は漏れを起こしている場合は使用してはならない。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気接着器①	<p>1. 構造試験において、空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。</p> <p>イ. 電源電線（100V）とアースするおそれのある非充電金属部であるアルミベース固定ねじとの空間距離（沿面距離を含む。）が1.5mm（その他の箇所）であった。</p> <p>ロ. 内部配線（100V）とアースするおそれのある非充電金属部であるアルミベース固定ねじとの空間距離（沿面距離を含む。）が1.5mm（その他の箇所）であった。</p> <p>ハ. タイマー基板上、100V充電部と器体外部に露出する固定ねじとの空間距離（沿面距離を含む。）が1.0mm（その他の箇所）であった。</p> <p>ニ. タイマー基板上、極性が異なる100V充電部相互間及び整流前後間であるダイオード端子間の空間距離（沿面距離を含む。）が1.0mm（その他の箇所）であった。（タイマー基板全体にわたり、空間距離（沿面距離を含む。）が不足していた。）</p> <p>2. 構造試験において、電源電線の取付端子ねじを電源電線、ヒーター線及び内部配線の取付に兼用していた。</p> <p>3. 表示において、接着部の使用温度の表示がなかった。</p> <p>4. 構造試験において、接着部の近傍に高温のため注意を要する旨の表示がなかった。ただし、接着部の温度が85℃以下の場合には、この限りでない。</p>	<p>別表第八1（2）ト （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 電源電線の取付け部（製造者が接続する端子部）とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（100V）であること。</p> <p>充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.0mm以上（その他の箇所、100V）であること。 （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（その他の箇所、100V）であること。</p> <p>別表第八1（2）ノ（ハ） （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 電源電線の取付端子ねじは電源電線以外のものの取付に兼用しないこと。</p> <p>別表第八1（12） （第十九条 表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第八） 表示すべき事項 1～8（省略） 9. 電気接着器にあっては、接着部の使用温度 10～11（省略） 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</p> <p>別表第八2（29）イ（ロ） （第十九条 表示等（一般）） 卓上型のものにおいて、接着部の近傍に容易に消えない方法で高温のため注意を要する旨の表示をしてあること。</p>
電気接着器②	<p>1. 構造試験において、空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。</p> <p>イ. タイマー基板上、100V充電部と器体外部に露出するアースするおそれのある固定ねじとの空間距離（沿面距離を含む。）が0.7mm（その他の箇所）であった。</p> <p>ロ. タイマー基板上、LEDランプ半田付け部とその近傍の極性が異なる充電部相互間（100V）の空間距離（沿面距離を含む。）が2.1mm（その他の箇所）であった。</p>	<p>別表第八1（2）ト （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.0mm以上（その他の箇所、100V）であること。 （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（その他の箇所、100V）であること。</p>
電気冷蔵庫	<p>1. 表示及び取扱説明書において、圧縮式機器であるにもかかわらず、本体に、定格電流（A）の表示がなかった。</p> <p>2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に次の警告の内容が記載されていなかった。 — 警告 機器の囲い又はビルトイン構造では、障害物をなくし、通風口を確保すること。 — 警告 冷却回路に損傷を与えてないこと。</p> <p>3. 表示及び取扱説明書において、圧縮式機器であるにもかかわらず、電動圧縮機の近傍に、可燃性断熱発泡ガス（シクロペンタン）の表示がなかった。</p> <p>4. 入力において、表示の定格消費電力39/37Wに対して、測定値が51.7/62.3W（電源電圧100V、電源周波数50/60Hz、偏差：+32.7/+28.5）であった。</p>	<p>J60335-2-24（H20）7.1 （第十九条 表示等（一般）） 機器には次の表示を行わなければならない。 一定格入力（W）または定格電流（A）。ただし、アイスクリーム機器以外の圧縮式機器は、定格電流（A）だけで表示すること。</p> <p>J60335-2-24（H20）7.12 （第十九条 表示等（一般）） 取扱説明書には、次の警告の内容も含んでいなければならない。 — 警告 機器の囲い又はビルトイン構造では、障害物をなくし、通風口を確保すること。 — 警告 冷却回路に損傷を与えてないこと。</p> <p>J60335-2-24（H20）7.15 （第十九条 表示等（一般）） 圧縮式機器ではISO3864の警告記号B.3.2と同様に、可燃性冷媒のタイプ及び可燃性断熱発泡ガスの表示が、電動圧縮機に近付いたとき見えなければならない。</p> <p>J60335-1（H20）10.1 （第二条第1項 安全原則） 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温度における入力は、定格入力から、表1に規定する許容値を超える差があってはならない。 （表1） モータ駆動機器で、定格消費電力が25Wを超え300W以下のものの許容差は+20%以内であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気冷水機①	1. 表示及び取扱説明書において、機器に次の事項が表示されていなかった。 —定格電流 —機器の気候クラスを表す文字 —冷媒充填量 —断熱発泡ガスの主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称	J60335-2-24(H29)7.1 (第十九条 表示等(一般)) さらに、機器には、次の表示を行わなければならない。 —定格入力(W)又は定格電流(A)。ただし、アイスクリーム機器以外の圧縮式機器は、定格電流(A)だけで表示する。 —機器の気候クラスを示すSN、N、ST又はTの文字。 —冷媒充填量 —断熱発泡ガスの主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の記載がなかった。 —この機器は、家庭用及び類似の用途の場合に用いることを意図している旨	J60335-2-24(H29)7.12 (第十九条 表示等(一般)) この機器は、家庭用、及びそのような類似の用途の場合に用いることを意図している。 —店舗、オフィス又はその他労働環境下のスタッフ用のキッチンで使用される場合。 —農家、ホテル、モーテル又はその他居住タイプの環境下で客によって使用される用途の場合。 —朝食付き簡易宿泊施設の場合 —まかない又は類似の非小売環境の場合。
	3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書が日本語で書かれていなかった。	J60335-1(H27)7.13 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書又は掘付説明書、及びこの規格で要求するその他の文書は、機器を販売する国の公用語で書かなければならない。
	4. 充電部への接近に対する保護において、基礎絶縁のみで絶縁された次の箇所に、試験指が触れた。 イ. 電源電線(二重被覆でない箇所)の被覆及び接続コネクタ ロ. 圧縮機用内部配線の被覆 ハ. 冷却用サーモ内部配線の被覆及び接続端子保護チューブ ニ. 温水用内部配線の被覆	J60335-1(H27)8.2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) クラスII機器及びクラスII構造は、基礎絶縁部分及び基礎絶縁だけで充電部から分離した金属部への偶然的接触に対し適切な保護をする構造であり、かつ、覆っていないなければならない。 クラスII機器及びクラスII構造は、二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から絶縁した部分にしか触れることができないものでなければならない。
	5. 定格電流において、取扱説明書に記載の定格電流0.7Aに対して、測定値が1.56/1.37A(電源電圧100V、電源周波数50/60Hz、偏差: +12.9/+9.5%)であった。	J60335-2-24(H29)10.2 (第二条第1項 安全原則) 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、定格電流から、表2に規定する許容値(±10%)を超える差があってはならない。 機器は、1時間又は内蔵タイマの最大設定のいずれか短い方の時間、運転する。始動電流を除いて、5分間測定ごとの平均電流の最大値を測定する。電流測定の間隔は、30秒以下とする。
	6. アース接続において、アース端子ねじにスレッドカッティングねじを使用しており、直径(4mm)の半分以上の長さのねじ山がなく、緩み止めも施されてなかった。	J60335-1(H27)27.2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 外部導体の接続を意図した接地端子の締付け部は、偶発的に緩むおそれがないように確実に固定していなければならない。
電気冷水機②	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の記載がなかった。 —この機器は、家庭用及び類似の用途の場合に用いることを意図している旨	J60335-2-24(H29)7.12 (第十九条 表示等(一般)) この機器は、家庭用、及びそのような類似の用途の場合に用いることを意図している。 —店舗、オフィス又はその他労働環境下のスタッフ用のキッチンで使用される場合。 —農家、ホテル、モーテル又はその他居住タイプの環境下で客によって使用される用途の場合。 —朝食付き簡易宿泊施設の場合 —まかない又は類似の非小売環境の場合。
ジュースミキサー①	1. 構造試験において、バイメタル式過負荷保護装置を整流子モーター内部に搭載されているが、バイメタル式過負荷保護装置が動作(開路)したのち、バイメタル式過負荷保護装置が復帰(閉路)した時、予期せず可動部が動作し、手に傷害の危険が生ずる構造であった。	別表第八1(2)ナ (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 通常の使用状態において人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものについては、この限りでない。 (解説34(3)) 機器に組み込まれた自動復帰式形温度過昇防止装置又は自動復帰形過負荷保護装置が復帰する等の予期しない閉路により可動部が動作し、危険が生ずるものについては、「傷害等の危険が生ずるおそれのないもの」とはみなさない。
ジュースミキサー②	1. 妨害波試験(端子電圧)において、電源電圧110V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。(負荷:水760ml) 周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「92.5/91.9dB」(測定周波数0.15/0.15MHz)、平均値の最大値が「76.7/77.9dB」(測定周波数0.15/0.15MHz) 周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「69.7/70.8dB」(測定周波数0.55/0.55MHz)、平均値の最大値が「54.3/54.4dB」(測定周波数0.55/0.55MHz) 周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「64.3/67.5dB」(測定周波数10/6MHz)	J55014-1(H20)4.1.1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては72~56dB、平均値にあっては65から46dB、周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては56dB、平均値にあっては46dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあっては60dB、平均値にあっては50dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
フードミキサー	1. 構造試験において、バイメタル式過負荷保護装置を整流子モーター内部に搭載されているが、バイメタル式過負荷保護装置が動作(開路)したのち、バイメタル式過負荷保護装置が復帰(閉路)した時、予期せず可動部が動作し、手に傷害の危険が生ずる構造であった。	別表第八1(2)ナ (第十一条 機械的危険源による危害の防止) 通常の使用状態において人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護わく又は保護網を取り付けてあること。 ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 解説34(3) 機器に組み込まれた自動復帰形温度過昇防止装置又は自動復帰形過負荷保護装置が復帰する等の予期しない閉路により可動部が動作し、危険が生ずるものにあつては、「傷害等の危険が生ずるおそれのないもの」とはみなさない。
	2. 構造試験において、電源スイッチの極性が異なる充電部相互間(100V)となる電源スイッチ端子間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、2.1mm(その他の箇所)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	3. 平常温度上昇試験において、使用中に人が容易に触れるおそれのある外郭(樹脂)が78.4℃(100V、50Hz、周囲温度29.3℃)となり基準値(65℃)を超えた。	別表第八2(56)ニ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) 外郭にあつては65℃(基準周囲温度は30℃とする。)以下であること。
	4. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。 イ. 周波数0.5265MHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、71.1/72.1dB(測定周波数0.710MHz/0.710MHz)であった。 ロ. 周波数5MHzを超え30MHz以下の範囲で最大値が、67.6/67.7dB(測定周波数6.0MHz/6.0MHz)であった。	別表第十第五章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。
電気食器洗機	1. 表示及び取扱説明書において、電流ヒューズ本体及び基板上の表示は12.5Aであったが、定格銘板上の表示は、「電流ヒューズ 10A」であった。	J60335-1(H20)7.16 (第十九条 表示等(一般)) この規格への適合が、交換可能な温度ヒューズ又はヒューズの作動に依存している場合、そのヒューズを交換するために必要な程度機器を分解したときに、ヒューズを識別するための型番又はその他を、明確に見える場所に表示しなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
毛髪乾燥機①	1. 構造試験において、マイナスイオン発生器の出力尖頭電圧が2.17kVであるにもかかわらず、その近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。	別表第八1(2)テ (第十九条 表示等(一般)) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が600Vを超える部分を有するものにあつては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示してあること。
	2. 二重絶縁構造において、内部配線(電源電線含む)が接続部及びその近傍に固定されていなかった。なお、接続部が外れたときに電線に2Nの力を加えたときにアースするおそれのある非充電金属部であるスイッチメッキ部に接触した。	別表第八1(7)リ(ロ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 電線の接続は、次に適合すること。ただし、接続部が緩み又は外れたときに、電線に2Nの力を加えて測定した付加絶縁の空間距離又は強化絶縁の空間距離がイ(イ) bの表に掲げる距離の1/2以上あるものにあつては、この限りでない。この場合において、基礎絶縁の空間距離にあつてはイ(イ) bの表に掲げる距離以上であること。 (イ) 電線をねじ又はナットを用いて接続するものにあつては、ばね座金又は歯付き座金を介して締め付けてあること。 (ロ) (イ) 以外により接続するものにあつては、電線を接続部及びその近傍に固定してあること。
毛髪乾燥機②	1. 構造試験において、マイナスイオン発生器の出力尖頭電圧が1.48kVであるにもかかわらず、その近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。	別表第八1(2)テ (第十九条 表示等(一般)) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が600Vを超える部分を有するものにあつては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示してあること。
毛髪乾燥機③	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、「機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない」旨の記載がなかった。	J60335-1(H27)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 一 この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない。
	2. 空間距離及び沿面距離において、機能絶縁となる印刷配線間(ヒューズ溶断時に異極となる部分)の空間距離の最小値が、0.9mmであった。	J60335-1(H27)29.1.4 (第八条 絶縁性能の保持) 機能絶縁の空間距離は、表16に規定する値(1.5mm:定格電圧100V、定格インパルス電圧1500V)以上でなければならない。ただし、機能絶縁を短絡した状態で19.に適合する場合は、空間距離を規定しない。
扇風機	1. 表示及び取扱説明書において、機器に、定格電圧の幅の下限値と上限値が「~」で分けて表示されていた。	J60335-1(H27)7.3 (第十九条 表示等(一般)) 定格値に範囲をもち、その範囲全体にわたって調節なしに運転する事ができる機器にはその幅の下限値と上限値とをハイフン“-”で分けて表示しなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の趣旨の記載がなかった。 イ. 機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない ロ. 機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい	J60335-1(H27)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書に次の趣旨を記載しなければならない。 a) 機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない b) 機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい
	3. 温度上昇において、116.6V、50Hz(モード:連続風、風量:強、首振り:ON)による連続運転で、モーター巻線の上限值がE種(90K)であるにもかかわらず、モーター主巻線の温度上昇値が94.9K(周囲温度24.9℃)、モーター補助巻線の温度上昇値が99.9K(周囲温度24.9℃)であった。 なおモーターのケースには「Class E」の表示があった。	J60335-1(H27)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) 巻線及びJISC4003に基づく巻線の耐熱クラスが次の場合: ・A種絶縁のもの:75K ・E種絶縁のもの:90K ・B種絶縁のもの:95K ・F種絶縁のもの:115K ・H種絶縁のもの:140K
	4. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスII機器であるにもかかわらず、電源コードにシースがない平形コード(VFF)が使用されていた。	J60335-1(H27)25.7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源コードは、次のものよりグレードの低いものであってはならない。 一 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の別表第一に適合したコード。ただし、シースがない平形コードを床上専用の機器及びクラス0機器以外の機器に使用してはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
扇風機	<p>5. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、経年劣化に係る注意喚起のための次の表示がなかった。 イ. 製造年 ロ. 設計上の標準使用期間 ハ. 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事項に至るおそれがある旨</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 8 0 (2 0 1 9) 7 . 1 及び J 2 0 0 0 (H 2 0) (第十九条 表示等 (一般)) (第二十号第1項第三号 表示 (長期使用製品安全表示制度による表示)) 扇風機にあっては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。 a) 製造年 b) 設計上の標準使用期間 c) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事項に至るおそれがある旨</p>
	<p>6. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、「標準使用期間を超えて用いた場合、経年劣化による発火・けが等の事故に至る可能性がある旨」に関する趣旨の記載がなかった。 なお、記載が推奨されている「標準的な使用条件等の設計上の標準使用期間の算出根拠」に関する趣旨の記載もなかった。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 2 - 8 0 (2 0 1 9) 7 . 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 扇風機の取扱説明書は、次の趣旨を記載しなければならない。 a) 標準使用期間を超えて用いた場合、経年劣化による発火・けが等の事故に至る可能性がある旨 b) 標準的な使用条件等の設計上の標準使用期間の算出根拠の記載の推奨</p>
電気冷房機	<p>1. 表示及び取扱説明書において、機器を設置する際に予防措置をとる必要があるにもかかわらず、取扱説明書に、次の趣旨を含む記載がなかった。 一近接する構造体までの最小許容距離を含む、機器の正しい設置に必要なスペースの寸法</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 7 . 1 2 . 1 (第十九条 表示等 (一般)) 機器を設置する際に予防措置をとる必要がある場合、その詳細について適切に情報提供しなければならない。 J 6 0 3 3 5 - 2 - 4 0 (H 2 0) 7 . 1 2 . 1 J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 7 . 1 2 . 1 によるほか、次による。 特に次の諸情報を、提供しなければならない。 一近接する構造体までの最小許容距離を含む、機器の正しい設置に必要なスペースの寸法</p>
	<p>2. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラス0 I 機器であるにもかかわらず、電源電線の一線であるアース用の接地線が、緑で配色した被覆であった。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 2 5 . 1 0 (第八条 絶縁性能の保持) クラス0 I 機器で接地線を附属する場合には、接地端子に接続する電線は、緑と黄色で配色した被覆をもっていなければならない。</p>
	<p>3. アース接続において、接地線が通電導体より短いため、電源コードがコード止めから滑って抜けたときに、通電導体よりも先に接地線が引張られる構造であった。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 2 7 . 3 (第二条第1項 安全原則) 電源コードをもつ機器の場合に、端子の配置又はコード止めと端子との間の導体の長さは、コードがコード止めから滑って抜けたときに接地線よりも先に、通電導体が引張られるようになっていなければならない。</p>
電気除湿機	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間 (1 0 0 V) の空間距離 (沿面距離を含む) の最小値が、次のとおりであった。 イ. 整流体 (DB 1) の A C 間及び A C - D C 間となる印刷配線間 : 1 . 5 mm (その他の箇所) ロ. 電磁リレー (R A Y 1) の接点間となる印刷配線間 (開路した際、異極となる部分) : 1 . 8 mm (その他の箇所) ハ. 電磁リレー (R A Y 2) の接点間となる印刷配線間 (開路した際、異極となる部分) : 1 . 8 mm (その他の箇所) ニ. 電磁リレー (R A Y 1) の接点-コイル間となる印刷配線間 : 1 . 7 mm (その他の箇所)</p>	<p>別表第八1(2)ト (第8条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離 (沿面距離を含む) は、2 . 5 mm 以上 (その他の箇所、 1 0 0 V) であること。</p>
	<p>2. 構造試験において、アース線の引出し構造が水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器のみに認められている多心キャプタイヤコードの1心を電源プラグから引き出した構造であった。</p>	<p>別表第八2(42)イ(ホ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあっては、この限りでない。 別表第八1(2)ソ 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、アース線 (アース用出口線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。) 又はアース用端子により接地できる構造 (以下アース機構という。) であること。 (解説29) 2. 「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあっては、多心のコード又はキャプタイヤケーブルの1線を電源プラグから10cm以上引き出してあるものその電線を含む (手持ち形電動工具にあっては、その電線の先端にクリップを取付けてあること)</p>
	<p>3. 構造試験において、器体内部の電源電線 (V C T F) の線心の1のアース用出口線 (緑色) に、アース用である旨の表示がなかった。</p>	<p>別表第八1(2)ツ(二) a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気除湿機	4. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
その他の電気吸じん機①	1. 電動機拘束試験において、吸じん用電動機を拘束した状態で運転したとき、電動機が過熱して著しい発煙が生じた。	別表第八1(2)レ (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 温度上昇により危険が生ずるおそれのあるものにあつては温度過昇防止装置を、過電流過負荷等により危険が生ずるおそれのあるものにあつては過負荷保護装置を取り付けてあること。この場合において、当該温度過昇防止装置及び過負荷保護装置は、通常の使用状態において動作しないこと 次の試験を行ったとき、感電、火災の危険が生じないものは、「危険が生じるおそれのあるもの」とはみなさない。この場合において、感電、火災の危険が生じないとは、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であり、試験中において木台が燃焼するおそれがなく、機器に発火、著しい発煙等の異状が生じることがなく、かつ、試験後において熱電温度計法により測定した機器の外郭の温度は、150℃以下であることをいう。 (ロ)人の注意の届く状態で使用する機器 試験品を厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置き、電動機の回転子を拘束した状態で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して5分間試験品に加えること。))
その他の電気吸じん機②	1. 表示において、機器に、使用場所の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1～4(省略) 5 屋外用のものにあつては、その旨 6 屋内用のものにあつては、その旨 7(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、使用場所を表示すること。
電気洗濯機①	1. 分類において、機器の感電に対する保護が、クラス0機器であった。	J60335-2-7(H30)6.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器は、感電に対する保護に関し、クラス0Ⅰ、クラスⅠ、クラスⅡ又はクラスⅢでなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、機器に次の事項が表示されていない。一経年劣化に係る注意喚起のための表示	J60335-2-7(H30)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気洗濯機は、次の表示をしなければならない。 一製造年 一設計上の標準使用期間 一“設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事項に至るおそれがある。”旨
	3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の表示がなかった。一機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい 一経年劣化に係る注意喚起のための説明	J60335-1(H27)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 一 この機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。 J60335-2-7(H30)7.12 7.12 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気洗濯機の取扱説明書は、標準的な使用条件等の設計上の標準使用期間の算出根拠を記載することが望ましい。また、標準的な使用条件を超えて使用した場合に、標準使用期間よりも短い期間で経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨、を記載する。
	4. 安定性及び機械的危険において、洗濯槽を外した状態で、土台の回転部分に試験指が触れた。なおインターロック機構は、試験指により閉路ができた。	J60335-1(H27)20.2 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていないなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機②	<p>1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の表示が記載されていなかった。 ー 機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない。 ー 機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。 ー 経年劣化に係る注意喚起のための説明</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7 . 1 2 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 ー この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない ー この機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。 J 6 0 3 3 5 - 2 - 7 (H 3 0) 7 . 1 2 7 . 1 2 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気洗濯機の取扱説明書は、標準的な使用条件等の設計上の標準使用期間の算出根拠を記載することが望ましい。また、標準的な使用条件を超えて使用した場合に、標準使用期間よりも短い期間で経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨、を記載する。</p>
	<p>2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がされていない。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7 . 1 2 . 5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 ー Y形取付けの機器の場合。 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。</p>
	<p>3. 充電部への可触に対する保護において、テストプローブをモーター外郭の開口部から挿入したとき、テストプローブが充電部であるモーターの巻線に触れた。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 8 . 1 . 1 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) (省略) 機器をすべての可能な位置にして、J I S C 0 9 2 2 のテストプローブBを特別な力を加えずに当てる。 (省略) 開口からテストプローブが入らない場合には、テストプローブをまっすぐにした状態で、テストプローブへの力を20Nに増加する。テストプローブが開口から入った場合には、関節の角度をつけた状態で、この試験を繰り返す。 テストプローブは、充電部に触れることがあってはならない。 テストプローブで、充電部又はラッカ、エナメル、紙、綿、酸化被膜、ビーズ若しくは自己硬化性の樹脂を除く封入コンパウンドだけで保護された充電部に、触れることがあってはならない。</p>
	<p>4. 温度上昇において、94V・50/60Hzによる運転で、モーター巻線の上限值がB種(95K)であるにもかかわらず、抵抗法により測定した温度上昇値が106.3/110.2K(洗濯容量:3.0kg、周囲温度22.9/23.0°C)であった。 なおモーターのケースには、「B級」の表示あった。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 1 1 . 8 (第九条 火災の危険源からの保護) 1 1 . 8 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) 巻線及びJ I S C 4 0 0 3に基づく巻線の耐熱クラスが次の場合: ー 巻線 ・ A種絶縁のもの: 75K ・ E種絶縁のもの: 90K ・ B種絶縁のもの: 95K ・ F種絶縁のもの: 115K ・ H種絶縁のもの: 140K</p>
	<p>5. 空間距離及び沿面距離において、モーターの巻線に緩みがあり、2Nの力を加えたところ、鉄心及びモーター外郭に触れ、基礎絶縁である巻線及び鉄心間、並びに巻線及びモーター外郭間が0mmであった。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 2 9 . 1 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、基礎絶縁及び機能絶縁が箇条14のインパルス電圧試験に適合する場合を除き、表15の過電圧カテゴリに対する定格インパルス電圧を考慮して、表16に規定する値(1.5mm:定格電圧110V、定格インパルス電圧1500V)以上でなければならない。 (中略) 測定時には、電熱素子を除く裸導体及び可触表面に対して、空間距離を減少させるように力を加える。その力は、次による。 ー 裸導体については、2N ー 可触表面については、30N 力は、J I S C 0 9 2 2 の検査プローブBによって加える。 J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 2 9 . 2 . 1 (第八条 絶縁性能の保持) 基礎絶縁の沿面距離は、表17に規定した値(2.4mm:動作電圧250V、汚損度3、材料グループⅢa)以上でなければならない。 29.2より、測定時には、電熱素子を除く裸導体及び可触表面に対して、沿面距離を減少させるように力を加える。その力は、次による。 ー 裸導体については、2N ー 可触表面については、30N 力は、J I S C 0 9 2 2 の検査プローブBによって加える。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気噴霧機①	1. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力550Wに対して、測定値が428/434W(電源周波数50/60Hz、偏差: -22.2/-21.1%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超1000W以下のものの許容差は±15%以下であること。
	2. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数0.5265MHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、67.1/67.1dB(測定周波数0.5265MHz/0.5265MHz・電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十章第2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。
電気噴霧機②	1. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力600Wに対して、測定値が362/356W(電源周波数50/60Hz、偏差: -39.7/-40.7%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超1000W以下のものの許容差は±15%以下であること。
	2. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数0.5265MHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、70.7/70.6dB(測定周波数0.5265MHz/0.5265MHz・電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十章第2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。
電気スタンド①	1. 構造試験において、内部配線が鋭利な箇所である光源のヒートシンクに触れ、内部配線の被覆が損傷していた。	別表第八1(2)又(ハ) (第八条 絶縁性能の保持) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。
	2. 自在性能試験において、可動範囲においてそれぞれ5秒間に1回の割合で1000回折り曲げたとき、素線の断線率がL1で100%、L2で36.7%であった。	別表第八2(86)へ (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 自在型のものにあつては、可動範囲においてそれぞれ5秒間に1回の割合で1000回折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、かつ、各部に異状が生じないこと。
電気スタンド②	1. 二重絶縁構造において、器体内部の基礎絶縁で覆われている電源電線の線心及び電源電線接続用閉端接続端子が金属製外郭に直接接触していた。(付加絶縁の介在がなかった。)	別表第八1(7)イ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部と器体の表面との間には、(イ)に適合する基礎絶縁及び(ロ)に適合する付加絶縁を施してあること。ただし、構造上やむを得ない部分であつて、充電部と器体の表面との間に(ハ)に適合する強化絶縁が施されている場合は、この限りでない。
	2. 二重絶縁構造において、手で容易に外せるスイッチカバーを外したとき、基礎絶縁のみによって充電部から分離されたスイッチのつまみ(金属製)に試験指が触れた。なお、スイッチのつまみと充電部との絶縁距離は2.8mmであった。	別表第八1(7)ハ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部及び基礎絶縁物には容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で試験指が触れないこと。
	3. 二重絶縁構造において、金属製外郭を貫通する内部配線(電源電線)の貫通孔に絶縁ブッシングを設けていなかった。	別表第八1(7)ニ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アースするおそれのある非充電金属部を貫通する電源電線の貫通孔には、ゴム以外の絶縁ブッシングを設けてあること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
装飾用電灯器具①	1. 表示において、取扱説明書が日本語で書かれていなかった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 3 0) 2 0 . 6 . 1 J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3 . 1 (第十九条 表示等(一般)) 安全に関する記載指示は、当該機器を取り付ける国の公用語で記載しなければならない。
	2. 構造において、ライティングチェーンの相互接続コネクタが、規格で要求するコネクタではなく、商用電源用のコンセントを使用していた。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 3 0) 2 0 . 7 . 4 (第四条 供用期間中における安全機能の維持) ライティングチェーンの相互接続用コネクタは、附属書 A に適合しなければならない。
	3. 電源との接続及びその他の外部配線において、J I S C 8 2 8 2 に適合する差込みプラグを使用していなかった。差込みプラグの①刃の立ち上がりからポッチ孔の中心迄の距離、②ポッチ孔の面取り及び③先端の面取りが次のとおりであった。 ① 1 1 . 0 mm / 1 1 . 0 mm ② $\phi 3 . 2 \text{ mm} / \phi 3 . 3 \text{ mm}$ ③ 1 . 0 mm / 1 . 0 mm	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 3 0) 2 0 . 1 1 . 1 J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 5 . 2 . 1 8 (第二条 安全原則) 全ての移動灯器具、及びコンセントを介して電源に接続することを意図している定着灯器具又はその他の照明器具は、J I S C 8 2 8 2 規格群又は関連法規に適合するプラグを使用しなければならない。 差込みプラグの寸法 ①刃の立ち上がりからポッチ孔の中心迄の距離： 1 1 . 7 \pm 0 . 4 mm ②ポッチ孔の面取り： $\phi 3 . 5 \text{ mm}$ 以上 ③先端の面取り：0 . 9 mm以下
	4. 電源との接続及びその他の外部配線において、電源ケーブルの断面積が 0 . 3 3 mm ² であった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 2 5) 2 0 . 1 1 . 2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 屋内用ライティングチェーンで、変圧器をもつものの一次側の電源電線の場合は、0 . 7 5 mm ² 以上でなければならない。ただし、差込みプラグ(定格遮断電流が 5 0 0 A 以上であって定格電流が 3 A 以下のヒューズをもつもの。)に附属し、かつ、長さ 2 m 以下の電線の場合は、0 . 5 mm ² でもよい。
	5. 電源との接続及びその他の外部配線において、ライティングチェーンの長さが 3 . 5 m であった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 3 0) 2 0 . 1 1 . 5 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 延長可能なクラス 0 及びクラス II のライティングチェーンの最大長さは、次による。 - 0 . 5 mm ² のケーブルを使用するシステムの場合は、2 m
装飾用電灯器具②	1. 材料試験において、差込みプラグの刃の部分にアルミを使用していた。	別表第八 1 (1) へ (イ) (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 導電材料は、次に適合すること。 (イ) 刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。
	2. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間 (1 0 0 V) の空間距離 (沿面距離を含む) の最小値が、次のとおりであった。 イ、製造者が接続する電源電線及び送り配線の取付け部間が、2 . 8 mm ロ、AC 1 0 0 V 間 (赤 - 青間) が、0 . 8 mm であった。(その他の箇所) ハ、AC 1 0 0 V の充電部と整流後の充電部間 (赤 - 橙間) が、0 . 5 mm であった。(その他の箇所) ニ、AC 1 0 0 V の充電部と整流後の充電部間 (黒枠内) が、0 . 6 mm であった。(じんあいが入り難い箇所) ホ、AC 1 0 0 V の充電部と整流後の充電部間 (青 - 黄間) が、1 . 3 mm であった。(その他の箇所) ヘ、AC 1 0 0 V の充電部と整流後の充電部間が、1 . 6 mm であった。(その他の箇所)	別表第八 1 (2) ト (第八条 絶縁性能の保持) 製造業者が接続する端子部間の空間距離 (沿面距離を含む) は、3 . 0 mm 以上であること。 極性が異なる充電部相互間の空間距離 (沿面距離を含む) は、以下のとおり。 じんあいが入り難い箇所：1 . 5 mm (1 0 0 V) その他の箇所：2 . 5 mm (1 0 0 V)
	3. 部品及び附属品試験において、差込みプラグの刃の厚さが不足しており、また、刃にポッチ穴がなかった。 刃の厚さ①：1 . 0 0 mm 刃の厚さ②：1 . 0 5 mm	別表第八 1 (3) ヌ (第二条 安全原則) 接続器にあっては、別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに 6 (1) イ、ハ、ニ及びホ並びに 6 (3) ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 別表第四 6 (1) ニ (ホ) (解釈) 表 1 の図 1 ・ポッチ穴： $\phi 3 \text{ mm} + 0 . 3 \text{ mm} - 0 . 2 \text{ mm}$ ・刃の厚さ：1 . 5 \pm 0 . 1 5 mm ・刃の幅： $6 . 3 \pm 0 . 3 \text{ mm}$

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
装飾用電灯器具②	4. 表示において、表示すべき事項である「定格電圧」及び「定格電流」の事項が表示されていなかった。また、基礎絶縁で構成された製品であるにもかかわらず、二重絶縁構造を表す「回」の記号が表示されていた。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格電流 3 屋外用のものにあつては、その旨 4 二重絶縁構造のものにあつては、回 の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
	5. 構造試験において、電源電線及び光源相互間を接続する電線がビニルコードで断面積が0.05mm ² 及び0.07mm ² であった。	別表第八2(88)イ(イ)a (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 屋内用のものにあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、その断面積は次の表に掲げる値以上であること。この場合において、変圧器を有するものの1次側の電源電線にあつては、その断面積は0.75mm ² 以上とし、差し込みプラグ(定格遮断電流が500A以上であつて定格電流が3A以下のヒューズを有するものに限る。)に附属する電線であつて、その長さが2m以下のものにあつては、その断面積は0.5mm ² 以上とすることができる。
	6. 構造試験において、送信用接続器の別表第四6(1)ニ(ホ)aに規定する接続器がかん合した。	別表第八2(88)イ(ハ)a (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 別表第四6(1)ニ(ホ)aに規定する接続器がかん合しないものであること。
	7. 構造試験において、送信用接続器にキャップ等のふたがなかった。	別表第八2(88)イ(ハ)c (第四条 供用期間中における安全機能の維持) キャップ等のふたを有すること。
	8. 構造試験において、送信用接続器の近傍に接続出来る最大電流等の表示、及び送信用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示がなかった。	別表第八2(88)イ(ハ)e (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、送信用接続器の近傍にラベル等の適当な方法により最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数、光源の種類、並びに送信用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してあること。
	9. 構造試験において、光源間を接続する電線に10Nの張力を加えたとき、及び押し込んだとき接続部に張力が加わった。	別表第八2(88)イ(ニ) (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 電源電線及び光源相互間を接続する電線を器体の外方に向かって器体の自重の3倍の値の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線又は光源相互間を接続する電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線及び光源相互管を接続する電線と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
広告灯①	1. 構造試験において、AC100Vと高抵抗後の極性が異なる充電部間(赤-青)の最小値が次のとおりであった。 -じんあいが侵入し難い箇所: 1.3mm -その他の箇所: 1.5mm	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、100V)であること。 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、電源電線を、器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	3. 表示において、定格銘板がなく附表第六で要求される表示すべき事項が表示されていなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格消費電力 3 適用光源の定格消費電力 4 定格周波数 5 屋外用のものにあつては、その旨 6 屋内用のものにあつては、その旨 7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
広告灯②	1. 構造試験において、交換が可能なエル・イー・ディー・ランプの取り付け部近傍又は銘板のいずれにも適用ランプの種類及び定格電圧の表示が施されておらず、電球の取換えが確実に行えなかった。	別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説37) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。
	2. 表示において、定格銘板がなく附表第六で要求される表示すべき事項が表示されていなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格消費電力 3 適用光源の定格消費電力 4 定格周波数 5 屋外用のものにあつては、その旨 6 屋内用のものにあつては、その旨 7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気消毒器(殺菌灯)	1. 構造試験において、庫内上部の殺菌灯が保護網等で保護されておらず、物の出し入れをするとき、殺菌灯に当たり破損するおそれがある構造であった。	別表第八1(2)ム (第十一条第2項 機械的危険源による危害の防止) 庫内灯又はこれに類するものを有するものにあつては、これらは、物の出し入れ、とびらの開閉等の動作をするときに危険が生ずるおそれのないものであること。ただし、保護わくの取付けその他の適当な方法により保護してあるものにあつては、この限りでない。
その他の音響機器①	1. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。 イ. 電源基板上の電流ヒューズF101: 2A ロ. ヒューズホルダーの電流ヒューズ: 1A	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板またはヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	2. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力30Wに対して、電源電圧が100Vのときに測定した測定値が14.4/14.3W(電源周波数50/60Hz、偏差:-52.0/-52.3%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が10Wを超え30W以下のものの許容差は±25%以内であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の音響機器 ②	1. 表示において、機器に、該当する交流だけの記号を示す表示(～)がなかった。	J60065(H29)5.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない: d) 電源の種類 — 交流だけの記号: ~ [IEC 60417-5032(2002-10)]
	2. 感電に対する保護において、2次側内部配線が基板上の1次回路部品に接触するにもかかわらず、二重絶縁が施されていないかった。	J60065(H29)8.10 (第八条 絶縁性能の保持) クラスII機器は、次の部分間には、二重絶縁が備わっていなければならない。 — 可触部と主電源に導電的に接続されている電線又はケーブル導体との間。 — 可触導電部に接続された電線又はケーブルの導体と主電源に導電的に接続されている部分との間。
	3. 空間距離及び沿面距離において、トランスの1次巻線と2次巻線との間に物理的距離を取るマージンテープが無く空間距離及び沿面距離が0mmであった。	J60065(H23)13 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、機器に入ってくる可能性のある過渡的過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって絶縁破壊しない寸法でなければならない。詳細な要求事項は、13.3による。沿面距離は、与えられた動作電圧及び汚損度に対してフラッシュオーバー、又は絶縁破壊(トラッキング)が起きないように寸法でなければならない。詳細な要求事項は、13.4による。 ・ 空間距離 2.4mm以上 ・ 沿面距離 3.2mm以上
テレビジョン受信機:液晶①	1. 感電に対する保護において、2次側内部配線が基板上の1次回路部品に10Nの力を加えたと接触するにもかかわらず、二重絶縁が施されていないかった。	J62368-1(2020)4.6.1 (第七条 感電に対する保護) 導体が移動することによって、例えば、空間距離又は沿面距離が5.4.2及び5.4.3で規定する値未満になるなど、セーフガードが無効にならないようにしなければならない。
	2. 表示において、機器に、供給電圧の種類を示す表示(～)がなかった。	J62368-1(2020)F.3.3.3 (第十九条 表示等(一般)) 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、IEC60417-5032(2002-10)の記号~、及び直流の場合、IEC60417-5031(2002-10)の記号を用いなければならない。
	3. 表示において、機器に、供給電圧の単位を示す記号(V)の表示がなかった。	J62368-1(2020)F.3.3.4 (第十九条 表示等(一般)) 機器の定格電圧は、機器上に表示しなければならない。電圧の定格表示は、供給電圧の種類の表示の直前になければならない。
	4. 表示において、機器に、機能接地接続を備えていないクラスII機器を示す記号(・)の表示がなかった。 なお接地機構を備えていないため、機器を「クラスII機器」として判断した。	J62368-1(2020)F.3.6.2.1 (第十九条 表示等(一般)) 機能接地接続を備えていないクラスII機器は、IEC60417-5172(2003-02)の記号・を表示しなければならない。
	5. 取扱説明書において、「プラグ接続形機器のために、壁コンセントが容易にアクセス可能でなければならない」旨の記載がなかった。	J62368-1(2020)L.7 (第十九条 表示等(一般)) 遮断デバイスとして電源コードのプラグを用いる場合は、設置指示書に、プラグ接続形機器のために、壁コンセントが容易にアクセス可能でなければならない旨を記載しなければならない。一般人によって設置することを意図したプラグ接続形機器の場合、この設置指示書は一般人が利用可能でなければならない。
	6. 雑音の強さ(放射エミッション)において、周波数が30MHz~230MHzの範囲で、最大値が57.0/57.0dB(測定周波数49.82MHz、電源周波数50/60Hz)、及び周波数が230MHz~1000MHz以下の範囲で、最大値が56.2/55.8dB(測定周波数361.02MHz、電源周波数50/60Hz)であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J55032(H29)A4.2 (第十八条 雑音の強さ) 放射エミッションは、周波数が30MHz~230MHzの範囲にあっては40dB以下、周波数が230MHz~1000MHzの範囲にあっては47dB以下であること。であること。
	7. 雑音の強さ(放射エミッション)において、周波数が1000MHz~3000MHzの範囲で、平均値の最大値が58.3/58.1dB(測定周波数1113.78MHz、電源周波数50/60Hz)であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J55032(H29)A5.1 (第十八条 雑音の強さ) 放射エミッションは、周波数が1000MHz~3000MHzの範囲にあっては平均値は50dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
テレビジョン受信機：液晶②	1. 感電に対する保護において、2次側内部配線が基板上の1次回路部品に10Nの力を加えると接触するにもかかわらず、二重絶縁が施されていないかった。	J62368-1(2020)4.6.1 (第七条 感電に対する保護) 導体が移動することによって、例えば、空間距離又は沿面距離が5.4.2及び5.4.3で規定する値未満になるなど、セーフガードが無効にならないようにしなければならない。
	2. 雑音の強さ(放射エミッション)において、周波数が30MHz~230MHzの範囲で、最大値が45.0/44.7dB(測定周波数222.76MHz、電源周波数50/60Hz)、及び周波数が230MHz~1000MHz以下の範囲で、最大値が57.3/57.6dB(測定周波数806.37/806.36MHz、電源周波数50/60Hz)であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J55032(H29)A4.2 (第十八条 雑音の強さ) 放射エミッションは、周波数が30MHz~230MHzの範囲にあっては40dB以下、周波数が230MHz~1000MHzの範囲にあっては47dB以下であること。
	3. 雑音の強さ(放射エミッション)において、周波数が1000MHz~3000MHzの範囲で、平均値の最大値が62.0/61.8dB(測定周波数1075.17MHz、電源周波数50/60Hz)、及び周波数が3000MHz~6000MHz以下の範囲で、平均値の最大値が60.4/60.5dB(測定周波数4569.45MHz、電源周波数50/60Hz)であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J55032(H29)A5.1 (第十八条 雑音の強さ) 放射エミッションは、周波数が1000MHz~3000MHzの範囲にあっては平均値は50dB以下、周波数が3000MHz~6000MHzの範囲にあっては54dB以下であること。
	4. 雑音の強さ(AC電源ポートからの伝導エミッション)において、周波数が0.5~5MHzの範囲で、平均値の最大値が51.3/51.2dB(測定周波数0.715MHz、電源周波数50/60Hz)であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J55032(H29)A10.2 (第十八条 雑音の強さ) AC電源ポートからの伝導エミッションは、周波数が0.5~5MHzの範囲にあっては平均値は46dB以下であること。
電子レンジ	1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(3.05kV)となる高圧トランス1次巻線と2次側ファストン端子との間の空間距離が13.7mm、沿面距離が16.5mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離は20mm以上、沿面距離は30mm以上(その他の箇所、3000Vを超え12000V以下)であること。
超音波ねずみ駆除機①	1. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	2. 部品及び附属品試験において、差込みプラグの刃の立ち上がりからポッチ孔の中心までの距離が「12.60mm」であった。	別表第八1(3)又 (第二条 安全原則) 接続器にあつては、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6(1)イ、ハ、ニ及びホ並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 別表第四6(1)ニ(ホ)(解釈) 表1の図1 ・刃の立ち上がりからポッチ孔の中心までの距離：11.7±0.4mm
超音波ねずみ駆除機②	1. 検刃間を保持する絶縁材料に750℃のグローワイヤ試験を行ったとき、グローワイヤを引き離した後30秒以上試験片が燃焼した。	別表第八1(2)エ(ハ)b (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 検刃間(接地極を除く。)を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2013)に規定する試験を試験温度750℃で行ったとき、これに適合(グローワイヤ引き離した後、試験片の燃焼又は赤熱が30秒以内に消えること。)するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2013)に従ったグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない]

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
超音波洗浄機①	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(その他の箇所)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、次の通りであった。</p> <p>イ. 極性が異なる充電部相互間(120V)の空間距離が1.8mm</p> <p>ロ. 極性が異なる充電部相互間(120V)の空間距離が1.9mm</p> <p>ハ. 極性が異なる充電部相互間(120V)の空間距離が2.2mm</p> <p>ニ. 極性が異なる充電部相互間(120V)の空間距離が2.1mm</p> <p>ホ. 極性が異なる充電部相互間(120V)の空間距離が1.6mm</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、120V)であること。</p>
	<p>2. 構造試験において、プリント基板上の交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。</p>	<p>別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。</p>
	<p>3. 部品及び付属品において、電源電線に、断面積が0.523mm²の耐熱ビニルコードを使用していた。</p>	<p>別表第八1(3)ロ (第八条 絶縁性能の保持) (イ) 電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであって、かつ、次のいずれかに適合すること。 a コード又はキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm²以上のものであること。</p>
	<p>4. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力35Wに対して、測定値が25.30W(電源周波数:60Hz、入力電圧:120V、偏差:-27.71%)であった。なお、入力電圧100Vのとき、測定値が19.4Wで偏差-44.57%(電源周波数:60Hz)であった。</p>	<p>別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が30Wを超100W以下のものの許容差は±20%以下であること。</p>
超音波洗浄機②	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(その他の箇所)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、次の通りであった。</p> <p>イ. 極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離が1.6mm</p> <p>ロ. 極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離が2.2mm</p> <p>ハ. 極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離が1.6mm</p> <p>ニ. 極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離が1.4mm</p> <p>ホ. 極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離が1.5mm</p> <p>ヘ. 極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離が2.0mm</p> <p>ト. 極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離が2.3mm</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p>
医療用物質生成器①	<p>1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が次のとおりであった。</p> <p>イ. プリント基板上(半田付け部間)ダイオードの異極充電部相互間の空間距離が2.1mm(その他の箇所)であった。</p> <p>ロ. プリント基板上(半田付け部間)抵抗器の異極充電部相互間の空間距離が1.6mm(その他の箇所)であった。</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p>
	<p>2. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力0.6Wに対して、測定値が2.98/2.48W(電源周波数50/60Hz、偏差:+397.3/+314.0%)であった。</p>	<p>別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が10W以下のものの許容差は+25%以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
医療用物質生成器 ②	1. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、差込プラグの刃の先端部面取りの厚さが1.2mmであった。	J60335-1(H20)25.25 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) コンセントに差し込む機器のピンの寸法は、関連するコンセントの寸法と合っていないなければならない。ピン及びかん合面の寸法は、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第四6(1)ニ(ホ) aに規定する寸法に従っていないなければならない。 ・刃の先端の厚さ:0.9mm以下
	2. アース接続において、機器用インレットの接地極から器体内部へのアースが接続されていないため、電圧降下から算出した抵抗値が0.1Ω以下にならなかった。	J60335-1(H20)27.5 (第二条第1項 安全原則) 接地端子又は接地極と接地金属部が接続する部分の抵抗値は、低いものでなければならない。 機器の接地端子又は機器用インレットの接地極と可触金属部との間の電圧降下を測定する。電流とこの電圧降下から算出した抵抗値は、0.1Ω以下でなければならない。
	3. 妨害波試験(端子電圧)において、電源電圧90V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。 イ. 周波数が0.15~0.50MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が81.2/80.7dB(測定周波数0.150/0.150MHz)、平均値が64.1/62.3dB(測定周波数0.150/0.150MHz)であった。 ロ. 周波数が0.50~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が71.4/71.0dB(測定周波数0.591/0.591MHz)、平均値が64.4/63.8dB(測定周波数0.591/0.591MHz)であった。	J55014-1(H27)4.1.1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.50MHzの範囲で、準尖頭値にあつては66~56dB、平均値にあつては59~46dB、周波数が0.50~5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては56dB、平均値にあつては46dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあつては60dB、平均値にあつては50dB以下であること。
	4. 妨害波試験(妨害波電力)において、測定周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が52.6/52.6dB(測定周波数30.00MHz、電源電圧216V、電源周波数50/60Hz(許容値45.0dB))であった。	J55014-1(H27)4.1.2 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、周波数が30MHz以上300MHz以下の周波数範囲で、準尖頭値にあつては45~55dB以下、平均値にあつては35~45dB以下であること。
リチウムイオン蓄電池①	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.352Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池②	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.355Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池③	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.369Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池④	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.356Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 — J I S C 8 7 1 1 5. 1に規定する組電池の呼び方 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J 6 2 1 3 3 (H 2 8) 8. 3. 8 E (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度20±5℃において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池④	2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 — J I S C 8 7 1 1 5. 1に規定する組電池の呼び方 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J 6 2 1 3 3 (H 2 8) 1 0. 2 (第19条 表示等(一般)) リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示(10.1参照)に従い、適切なものでなければならない。 J 6 2 1 3 3 (H 2 8) 1 0. 1 リチウム系の単電池の表示は、J I S C 8 7 1 1による。 (J I S C 8 7 1 1 抜粋) — 5. 1に規定する組電池又は単電池の呼び方 (例) N ₁ A ₁ A ₂ A ₃ N ₂ /N ₃ /N ₄ —N ₅ N ₁ : 組電池中の直列接続した単電池の数を示す。 A ₁ : I (炭素)、L (リチウム金属またはリチウム合金)、T (チタン) 又は X (その他) によって負極に用いた化学系を示す。 A ₂ : C (コバルト)、F (鉄)、F _p (リン酸鉄)、N (ニッケル)、M (マンガン)、M _p (リン酸マンガ)、T (チタン)、V (バナジウム) 又は X (その他) によって正極に用いた化学系を示す。 A ₃ : R (円筒形) 又は P (角形) によって単電池の形状を示す。 N ₂ : 最大直径 (Rの場合) 又は最大厚さ (Pの場合) をミニメートル (mm) 単位に繰り上げた整数。 N ₃ : 最大幅 (Pの場合) をミニメートル (mm) 単位に繰り上げた整数。(Rの場合、N ₃ は省略する。) N ₄ : 最大総高をミニメートル (mm) 単位に繰り上げた整数。 N ₅ : 2個以上並列接続した単電池の数を示す。(1個の場合は省略する。)

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池⑤	<p>1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.405Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。</p>	<p>J62133(H28)8.3.8E (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度20±5℃において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。</p>
リチウムイオン蓄電池⑥	<p>2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 —名称 —JIS C 8711 5.1に規定する組電池の呼び方 —製造年月日</p> <p>なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。</p>	<p>J62133(H28)10.2 (第19条 表示等(一般)) リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示(10.1参照)に従い、適切なものでなければならない。 J62133(H28)10.1 単電池の表示 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711による。 (JIS C 8711:2019の抜粋) 5.2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 (抜粋) —名称 例1 リチウム二次 例2 リチウムイオン二次 例3 充電式リチウム 例4 リチウムイオン 例5 Li-ion —5.1に規定する組電池又は単電池の呼び方 (例) N₁A₁A₂A₃N₂/N₃/N₄-N₅ —製造年月日(コード化してもよい。)</p>
リチウムイオン蓄電池⑦	<p>1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.353Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。</p>	<p>別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。</p>
リチウムイオン蓄電池⑧	<p>1. 組電池への単電池組込みにおいて、電池ブロックを直列接続する組電池であるにもかかわらず、組電池に組み込まれた直列接続の電池ブロックの一部電圧が低いものがあった。なお、組電池の過放電保護機構が動作し、充電ができない状態となっていたため、次の行程に進めなかった。</p> <p>(参考) 測定値: 電池ブロックの電池電圧 電池ブロック①: 2.778V 電池ブロック②: 0.688V 電池ブロック③: 3.209V 電池ブロック④: 0.551V 電池ブロック⑤: 3.593V 電池ブロック⑥: 0.850V</p> <p>備考: 組電池は、3.7Vの電池ブロックが6個直列に接続される構成であった。なお6個の単電池は、表示が異なる3種類の単電池が混在していた。</p>	<p>別表第九1(5) (第二条第1項 安全原則) 1 基本設計 「1 基本設計」の妥当性は、「2 通常の使用における安全性」及び「3 予見可能な誤使用」における安全性に規定される試験を行い、これに適合することをもって確認することとする。 (5) 組電池への単電池組込み 電池ブロックを直列接続する組電池にあっては、電池ブロックが同等の容量になるように単電池を組み込み、転極が起こらないようにすること。ただし、転極が起こらないよう機器又は組電池に制御機構を設けている場合はこの限りでない。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池⑧	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.252Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池⑨	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.501Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、定格電圧の表示がなかった。 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。 別表第九4 (第19条 表示等(一般)) 附表第二に規定する表示の方法により表示すること。 (抜粋) 一定格電圧
リチウムイオン蓄電池⑩	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.301Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池⑪	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.269Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー)⑫	1. 表示において、表示すべき事項である定格電圧が表示されていなかった。	別表第九4 表示 附表第二に規定する表示の方式により表示すること。 電気用品名: リチウムイオン蓄電池 1. 定格電圧(組電池) 2. 定格容量(組電池)

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー) ⑬	1. 予見可能な誤使用における安全性の過充電の保護機能の試験において、附表第一表2の上限充電電圧(4.25 V)を超える充電電圧(最大4.276 V)が電池ブロックに加えられた。	別表第九 3(11) 過充電の保護機能 周囲温度が20±5℃である状態において、次の方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧(4.25 V)を超えないこと。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー) ⑭	1. 予見可能な誤使用における安全性の過充電の保護機能の試験において、附表第一表2の上限充電電圧(4.25 V)を超える充電電圧(最大4.339 V)が電池ブロックに加えられた。	別表第九 3(11) 過充電の保護機能 周囲温度が20±5℃である状態において、次の方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧(4.25 V)を超えないこと。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー) ⑮	1. 予見可能な誤使用における安全性の過充電の保護機能の試験において、附表第一表2の上限充電電圧(4.25 V)を超える充電電圧(最大4.277 V)が電池ブロックに加えられた。	別表第九 3(11) 過充電の保護機能 周囲温度が20±5℃である状態において、次の方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧(4.25 V)を超えないこと。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。

＜電気用品安全法の令和2年度試買テストにおける「PSEマーク等表示」に関する不適合内容について＞

(1) 特定電気用品
該当なし

(2) 特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
電気冷水機	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
装飾用電灯器具①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
装飾用電灯器具②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
広告灯①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
広告灯②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
テレビジョン受信機：液晶	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
超音波洗浄機	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池③	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池④	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑤	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が特定し難い状態であった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑥	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が特定し難い状態であった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）